
「長期入院精神障害者の地域移行を具体的方策に係るに検討会取りまとめ」
に対する抗議声明

本年1月20日に『障害者権利条約』をわが国政府が批准し、国連加盟国中141番目の締約国となりました。本条約は市民が当たり前に有している様々な権利を、障害をもった方々も当然享受するということを基本理念としています。

しかし条約の締約国になって間もないこの時期、2013年度に一部改正された「精神保健福祉法」に添いながら、厚生労働大臣が今後の精神保健医療福祉の方向性を示す「指針」の策定過程ならびにそれに関連する、「長期入院精神障害者の地域移行を具体的方策に係る検討会」において、『病棟転換型居住系施設』導入を求める声があがり、今般それを容認する形で「病院資源の活用」という名目のもと「医療を提供する施設等以外としての活用（居住の場）」として検討会取りまとめが公開されました。

『病棟転換型居住系施設』は病棟を居住型(生活)施設に切り替え、そこに移ったら退院したということにし、世界一多い精神科の病床を有するわが国の病床数が減ったかのように見せ、もって収容政策への国内外の批判をかわすとともに、病院の経営の安定もはかるという、まさに偽善、まやかしのとも言うべきものです。

現在わが国の精神科病院には20万人を超える1年以上の長期入院の方々がおり、その多くが社会的入院を余儀なくされている方々です。是正策として、グループホームの増設や他の住宅施策の拡充など、住居関連施策の推進が強く求められていますが、主に財政難を理由に国や自治体の施策は極めて不十分です。そこに登場したのがこの病院内での新たな施設整備という構想です。

先の障害者権利条約第19条では「他の者との平等を旨とし市民社会に包摂する」を前提に、「特定の生活様式（施設等）で生活する義務を負わないこと」を強調しています。このような基本条項に明らかに反しており、到底受け入れることはできません。さらに「国際条約の誠実な遵守」を唱えた、日本国憲法第98条にも抵触しており、看過することは許されません。

精神科病院に入院している人が帰るべき場所は、「地域」「街」であり、現在ある病棟に手を加え、それを「施設」としてもそこは「地域」「街」では決してありません。

私たちは、全ての生活支援施策は「地域で生きること」を前提に推進されなければならないということを改めて強く訴えます。そして精神科病院に入院している人々を引き続き病院にとどめるような、今般の『病棟転換型居住施設』の導入、整備に強く抗議の意を表明する次第です。

以上

2014年7月18日

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 (ami)